2 課題と提言

(1) 地方公共団体への提言

① 虐待の発生予防及び早期発見

ア 妊娠期から支援を必要とする保護者への支援の強化

第 18 次報告における死亡時点の子どもの年齢は、心中以外の虐待死では 0 歳児が 65.3%と最も多く、 0 歳児の月齢では 0 か月児が 50.0%と最も多い。

心中以外の虐待死で実母が妊娠期・周産期に抱えていた問題は、「妊婦健康診査未受診」が38.8%で最も多く、次いで「予期しない妊娠/計画していない妊娠」が28.6%、「母子健康手帳の未発行」「出生時の退院の遅れによる母子分離」が26.5%、「遺棄」が24.5%であった。従前と同様の傾向であるが、妊娠期に適切な支援を受けることなく出産し、子どもを死亡に至らせている事例が多いと考えられる。

対象事例をみると、10 代の実母が妊娠について周囲に妊娠した事実を告げず、相談することもできずに実母が一人で出産し遺棄に至った事例、技能実習生として来日していた外国籍の実母が、妊娠や出産の発覚により帰国を強いられる可能性をおそれ、妊娠した事実を隠し、自ら適切な支援を求めることができず、その実母の妊娠に周囲も気がつかないままで出産し、子どもを死亡に至らせた事例など、妊娠の届出が未提出で妊娠自体が他者に気づかれていないという事例が依然として多くある。公的機関や医療機関に把握されず、周囲からの支援を得られない中で出産することは、女性にとって大きな健康リスクに直面することでもあり、重大な事案といえる。こうした事案については、妊婦本人やそのパートナーである男性に対して、妊娠や出産、避妊に関する正しい情報を届ける取組が重要である。

地方公共団体では、自ら発信することが苦手だったり、SOSを発信する手立てが思いつかなかったりする当事者や、支援を受けることに拒否的または迷いを感じる当事者に対し、支援が届けられる工夫としてSNS等を活用した相談体制の整備や、公的機関や医療機関のみでなく、積極的に民間団体等との連携についても検討し、妊娠した実母の生活圏において適時適切な情報提供ができるようなアウトリーチ型の支援等の展開に努めていただきたい。例えば、身近なドラッグストア等において妊娠・出産に関する情報を記載したチラシの設置などといった取組や、相談時の心理的障壁を踏まえ、妊娠SOS等の相談の際には匿名性を維持しつつ信頼関係の構築に注力し、その後サービス提

供等の支援をする段階になってから氏名や居住地について聴取するな ど、段階的な対応をすることによって支援を途絶えさせない工夫も有 効であると考えられる。加えて、特に、障害者や外国籍の者などは、 性教育を十分に受けていない場合や性被害の危険性や対応方法等につ いて十分に教わっていない状況にある場合があると考えられる。地方 公共団体はそのような状況にあることが想定される女性に対し、それ ぞれの特性を踏まえ、どのような対応が可能かを関係者間において検 討しておくことが必要である。例えば、障害者の場合は、その障害の 程度等に合わせて、妊娠に関する理解度や意向を踏まえつつ、適切な 性に関する情報提供のあり方について検討することが必要である。ま た、特に障害を有する女性が利用している障害福祉サービス事業所や 地方公共団体の障害福祉担当部署の担当者が妊娠に気付くことができ るよう、妊娠・出産に関する身体の変化やリスクなどについて正しく 理解し、妊娠を覚知した際の対応方法に関する研修を障害福祉担当部 署と母子保健担当部署が協働して企画して実施するなど、支援体制の 整備が必要である。ただし、今回の調査対象に、出産前から支援を行 うことが特に必要な特定妊婦として要保護児童対策地域協議会に管理 されていながらも、児童相談所や市町村が特定妊婦の支援に積極的に 関与しなかった事例がみられた。出産後にスムーズな養育支援を実施 するためには、困難を抱える妊婦について、要保護児童対策地域協議 会においてそれぞれ関係機関の役割を明確にするとともにその役割を 相互に確認し、妊娠期から出産後の支援について、市町村の虐待対応 担当部署や母子保健担当部署、児童相談所等が協力し、リスク判断や その判断が必要なタイミング、支援策を事前に協議しておき、継続的 な支援を確実に行うことが大切である。

また、妊娠・出産やそれに関連する経済的支援等の情報を発信する際には、若年者や、日本語が堪能でない者などにも届きやすいよう、対象者が情報に触れやすい機会・場やインターネットの活用、多言語や平易な説明内容での情報発信、女性や若年者への相談を行っている民間団体との協働など、有効なアプローチ法を多角的に検討することが必要である。アプローチにより支援開始の端緒を得た場合には、適切な頻度を検討の上で粘り強く連絡や訪問等を行い、母が市町村の担当者等に支援を求めやすいような信頼関係の構築を図ることも大切である。その際、適宜、令和4年児童福祉法等改正法(以下「改正法」という。)において創設されることとされた、家庭生活に支障が生じた妊産婦に安心して生活することができる居住の場を提供し、日常生活

の支援や養育に関する相談・助言、関係機関との連絡調整を行う妊産婦等生活援助事業(令和6年4月施行)の着実な実施に向けて準備を進め、その活用についても検討すべきである。特に、様々な理由により公的サービスに支援を求めにくい状況にあるなど、確実な居所を把握しづらい妊産婦を把握した場合には、事実確認が通常よりも困難なことが多いため、その養育環境の整備やリスクのアセスメントをより慎重に行うべきである。その後の養育状況をより丁寧に把握の上、支援の必要性を判断するとともに、支援を継続させるためにも信頼関係の構築にも注力し、居所不明とならないよう、適切な支援策を講じることとすべきである。なお、このように居所確認等が難しく、児童虐待のリスクが除外しきれない事例の場合は、早期から市町村児童虐待対応担当部署と児童相談所間で積極的に方針について協議を行い、子どもの安全確保を優先して総合的に判断することが求められる。

更に、改正法において、既存の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一元化し、市区町村において児童福祉と母子保健の相談支援の機能を一体的に担う「こども家庭センター」の設置を進めることとしている(令和6年4月施行)。「こども家庭センター」においては、児童福祉部門と母子保健部門が一体的かつ適切に情報を共有し、またサポートプランの作成等を通じて妊産婦支援や子育て支援へつなぐマネジメントを確実に行うこととされており、児童福祉と母子保健の情報連携を強化し、妊娠期からの切れ目ない支援を行うとともに、行政から地域の民間事業者に働きかけ、民間資源・地域資源と一体となった支援体制を構築することが期待されている。

また、性被害、配偶者からの暴力等の家庭の状況、貧困など様々な 困難を抱える女性への支援を強化するため、「困難な問題を抱える女性 を支援するための法律」が議員立法により制定された。本法律施行 (令和6年4月)に向けて、都道府県が設置する婦人保護に関する事 業を行う施設について、本法律の趣旨を踏まえた名称変更及び機能強 化が行われるほか、民間団体と協働の上、行政側から支援に出向くア ウトリーチの体制を整備すること等により、自ら支援を求められない 女性等、既存の支援の枠組みでは対応が難しかった女性に対する支援 体制の構築を進めることとされた。

地方公共団体においては、要保護児童対策地域協議会等既存の制度 のしくみの確実な運用や、現行の母子保健事業等の一層の活用促進が 期待される。

【参考となる通知】

- ○「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」(平成 28 年 12 月 16 日付け雇児総発 1216 第 2 号、雇児母発 1216 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知)
- ○厚生労働省「児童虐待対応における保護者の交際相手等への調査及び指導等の徹底について」(令和4年4月18日付け子家発第0418第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)
- ○「子供や若者を性暴力の当事者にしないための「生命(いのち)の安全教育」の教材等について」(令和3年4月16日付け3文科教第96号文部科学省総合教育局長・文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知)

イ 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭 に対する虐待予防の視点をもった支援の実施

今回の対象事例においても、乳幼児健康診査(以下「乳幼児健診」 という)未受診の対応中に発生した事例がみられた。

乳幼児健診や予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業等は、母子の心身の健康のみならず家庭の状況を把握したり、保護者が育児の悩みを相談したりする機会でもある。市町村の母子保健担当部署は、子どもに会えないことがリスクであるという認識をもち、受診の勧奨に応じない乳幼児健診未受診等の家庭に対しては、期間や方法を具体的に決めたアプローチを行うとともに、その過程で、子どもを含めた家庭の居所や生活の実態が把握できない場合は、市町村の虐待対応担当部署や児童相談所等と積極的に連携し、子どもの安全を確実に把握し、対応する必要がある。特に、所属機関のない未就学児等については、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認」の調査等を通じて、安否及び養育環境の確認を確実に実施することが重要である。

また、児童虐待防止法等において、児童相談所長等は、地方公共団体の機関のほか、医療機関、福祉又は教育に関係する機関や従事する者に対して、児童虐待に係る児童や保護者の状況に関する資料、又は情報の提供や意見等必要な協力を求めることができるものとされている。必要がある場合には、躊躇なく資料又は情報の提供を依頼するなど、できる限りの協力を求め、児童虐待への対応方針の判断に当たり活用することも重要である。改正法においては、保育所等を活用し、

相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある身近な相談機関を整備し、各家庭への相談支援を通じた状況の把握等を行うこととしており、当該相談機関からの情報をより一層活用していくことが求められる(令和6年4月)。加えて、本改正法で、児童相談所による一時保護等の必要性の判断においては、事実の裏付けを得た適正な判断を担保する必要があることから、調査権限を法律上明確化し、関係機関等に対して児童相談所長から資料の提供等を求められた場合は応じることを努力義務とした(令和6年4月)。これらの正確かつ適切な情報を踏まえ、「こども家庭センター」と連携の上で支援することが求められる。

【参考となる通知】

- ○「児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について」(平成 28 年 12 月 16 日付け雇児総発第 1216 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)
- ○「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」(平成25年6月11日付け雇児総発0611第1号、雇児母発0611第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知)
- 「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」(平成 30 年 7 月 20 日付け子母発 0720 第 1 号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知)
- ○「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」(令和2年1月31日付け子発0131第7号厚生労働省子ども家庭局長通知)

ウ きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援

今回の対象事例において、子どもの出生前にきょうだいが原因不明で死亡していた事実を把握し、妊娠期間中から特定妊婦として支援されており、出生後も実親によるネグレクトが発生しないように、関係機関が対応していたが、死亡に至った事例があった。

「子ども虐待対応手引きの改正について」(平成25年8月23日付け 雇児総発第0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知) で周知されている子ども虐待対応の手引きの「第13章 特別な視点が 必要な事例への対応」や、本報告書の「第1次から第18次報告を踏ま えた子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべ きポイント」にも示しているが、子どもへの虐待を疑って対応した際、 その家庭にきょうだいがいた場合には、きょうだいについても虐待の リスクに留意して対応する必要がある。

具体的には、要保護児童対策地域協議会において児童相談所等関係

機関と連携の上で慎重に支援の方針を検討するほか、そのきょうだいや家庭の状況によっては、保健的な側面から家庭に関わることのできる母子保健担当部署や保育所や学校等と連携した関わりを行うことも有用と考えられる。特に、要保護児童対策地域協議会を活用する場合、市町村の虐待対応担当部署は、具体的に児童相談所からの専門的助言を求めること等も必要である。

【参考となる通知】

- ○「子ども虐待対応手引きの改正について」(平成 25 年 8 月 23 日付け雇児総発 第 0823 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)
 - ・子ども虐待対応の手引き (平成 25 年 8 月 改正版) (厚生労働省雇用均 等・児童家庭局総務課)

エ 精神疾患等により養育支援が必要と判断される保護者への対応

今回の対象事例において、精神疾患等により養育支援が必要と判断 されていた保護者が少なくない。

「養育支援訪問事業ガイドライン」(平成21年3月16日付け雇児発第0316002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)では、養育支援訪問事業の対象として、若年妊婦等のほか、「出産後間もない時期(おおむね1年程度)の保護者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭」、「食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭」などが例示されている。

これらの事例に対しては、各種事業の活用による育児支援を行うとともに、精神疾患等への理解を深めて適切なアセスメント及び支援を行うため、主治医との連携に加え、必要に応じてセカンドオピニオンの取得、精神保健福祉士や精神保健福祉担当の保健師などの専門職の活用が求められる。特に、特定妊婦である場合については、要保護児童対策地域協議会において管理及び支援が進められることとなるが、妊娠期より精神保健担当部署の担当者を加え、子育て支援の視点と精神保健の視点から出産・育児期まで継続した支援を行うこと、その後、対応を終結した場合でも、乳幼児健診等の母子保健事業による関与の際に、支援歴の有無等が把握できるような仕組みを検討することが必要である。

また、障害を有する妊婦が、障害福祉サービス事業所の職員など日

常的に接する人々にも妊娠に気付かれず、出産直後に子どもを殺害した事例があった。障害福祉サービス事業所の職員等は、障害者の生活の実態について可能な範囲で把握するとともに、本人の意向についても聴取し、必要時、妊娠の可能性や自身のからだを守ることの重要性について説明しておくなど、障害の程度に合わせた本人への注意喚起が必要である。地方公共団体の障害福祉担当部署の職員や障害者に関与する事業所員や施設職員等は、常に妊娠の可能性について認識するとともに、妊娠を覚知した際の女性の選択肢等に合わせた具体的な支援策を事前に検討しておき、各部署や事業所、施設と共有しておくことが期待される。なお、これらの連携については、障害福祉担当部署や母子保健部局、虐待対応担当部署・児童相談所等と連携しながら、相談・支援体制の構築を進めていくことが求められる。また、こうした対応を行うに当たっては、本人の意向やプライバシーにも十分配慮することが重要である。

地方公共団体においては、引き続き、医療機関等の情報に基づき、 関係機関との適切な役割分担のもとで協働して家庭を支援することが 必要である。併せて、このような関わりの中で、注意すべき兆候や、 その対応等について、あらかじめ関係機関間で具体的な対応を共有し ておくことが大切である。

【参考となる通知】

- ○「養育支援訪問事業ガイドライン」(平成21年3月16日付け雇児発第0316002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
- ○「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」(平成24年11月30日付け雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知)

オ 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普 及・啓発

対象事例には、車中放置による熱中症により死亡に至った事例や、 保護者が見ていない時に、浴室で溺水やマンションから転落死した事 例等がみられた。これに関して、「子どもの世話・養育方法がわからな い」が 4.1%という結果が得られた。

このような子どもの死亡事例を防ぐためには、保護者に対しては、 自分で危険を判断し対処することのできない年齢の子どもを短時間で も自宅等に子どもだけで放置することや、乳幼児を対象とした用具の 不適切な使用や不適切な遊ばせ方、などが、乳幼児の命に直結する可能性があること、乳幼児は元来転倒しやすいが、転倒して重大なけがを負う可能性があるといった情報について、母子健康手帳の活用等も検討の上、一層の周知・啓発を図ることが重要である。

また、児童虐待防止法により、児童虐待を発見しやすい立場にあり、早期発見に努めなければならないとされている学校、児童福祉施設、 医療機関等の関係機関に対して、虐待対応に関する知識や求められる 責務について、引き続き、周知・啓発していくことも重要である。

さらに、今回の報告においては、心中以外の虐待死事例について「加害の動機」は「不明」が 55.1%と最多であったが、「しつけのつもり」が 1 例報告された。第 18 次報告では少なかったが、引き続き、体罰等が子どもに与える影響や、子どもの発達段階を考慮した体罰等によらない子育ての方法について、両親(母親)学級や乳幼児健診等の機会を通じて保護者に対して普及・啓発するなど、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援につながることができようにすることが必要である。

【参考となる通知】

○厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」によるとりまとめ「体罰等によらない子育てのために~みんなで育児を支える社会に~」 (令和2年2月21日付け子発第0221第6号・障発0221第1号号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)

② 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援

ア 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化

第 18 次報告における心中以外の虐待死では、76.6%の事例において 関係機関のいずれかが関わっていた。また、対象事例においても、関係機関が保護者に対する訪問による助言や指導、祖父母の協力を得て養育環境の調整を行うなど関与していたが関係機関間の情報共有やお互いの役割分担の確認などの連携が不足し、子どもが死亡に至った事例があった。児童虐待事例については、虐待対応担当部署のみでなく、家族に関わる地域の関係者が協働して支援に取り組むことが重要だが、その効果的な連携のためには、誰が・何を・どのように見守るのか、注意が必要な状況の変化、状況変化があった際の各関係機関の役割分担や共有方法など具体的な方針を確認し、認識の統一を徹底しておく必要がある。 そのためにも、要保護児童対策地域協議会等において、各機関が把握している情報を確実に共有し、子どもの安全確保に十分活用するとともに、関係機関間のネットワークを密にしておくことが重要である。また、虐待対応担当部署は、虐待が起こっている家庭では配偶者への暴力も同時に起きている場合があることを踏まえ、配偶者暴力相談支援センターなど配偶者の暴力について対応する部署や家庭内の暴力を把握する可能性のある警察等との連携を強化することも必要である。また、保護者や家庭の状況に応じて、フードバンクや子ども食堂といった様々な民間の支援事業をより活用した支援も考えていく必要がある。それらの民間の支援事業者の活用の機会の拡大に向けて、民間の支援事業者への普及・啓発を図ることも重要である。加えて、改正法において創設する「こども家庭センター」においては、保育所等の子育て世帯に身近な相談機関との密な連携も期待されており、地方公共団体は「こども家庭センター」の設置とともに身近な相談機関と連携した支援体制の構築を着実に進めるべきである。

また、第 18 次報告には報告されなかったが、これまでの報告におい て実母の交際相手が主な加害者となっている事例が 4.3%あった。交際 相手等が加害者となっている場合、保護者としての実態が確認しづら いが、必要な調査ができるように名前等の確認と併せて、親子への関 与の実態把握に向けて積極的なコミュニケーションに努める必要があ り、場合により生活保護部門や警察など関係機関との連携により対応 することが必要である。そして、保護者としての実態が不明な場合、 実親など保護者によるネグレクト事例として取り扱われることがある が、加害行為の実態に即して身体的虐待に準じて取扱う等、適切なり スク評価を行うべきである。交際相手等が関与した事例への対応につ いては、「児童虐待対応における保護者の交際相手等への調査及び指導 等の徹底について(令和4年4月18日付け子家発第0418第1号厚生労 働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)」において、交際相手等が児童虐 待防止法の「保護者」に該当する場合について整理し、その場合の調 査・指導を徹底すること、交際相手等の事案についてのリスクアセス メントを適切に行うこと、交際相手等の実情に応じて警察等と連携し て対応することについて、都道府県及び市区町村に対し、対応の徹底 が求められている。地方公共団体は、本通知に則り、交際相手等が調 査等に協力しない場合はアセスメントにおけるリスクを引き上げる等、 関係機関が密に連携して対応するなど、各事例の状況に合わせて慎重 な判断及び適切な支援方針を検討することが求められる。

【参考となる通知】

○厚生労働省「児童虐待対応における保護者の交際相手等への調査及び指導等の徹底について」(令和4年4月18日付け子家発第0418第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

イ 一時保護開始・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時の適 切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施

心中以外の虐待死事例について「子どもの施設等への入所経験」が「あり」となった割合は、近年ほぼ横ばいで、今回の対象例においても、一時保護と解除を繰り返し実施された経験のある子どもが死亡した事例が確認されている。

児童相談所は、市町村からの連絡等により一時保護の必要性について検討する場合がある。

一時保護開始・解除の決定は児童相談所の権限行使であることから、 その判断について児童相談所は、子どもの最善の利益を考慮しつつ、 子どもの意見や意向を勘案してアセスメントし、援助の必要性や支援 方針等について適切に判断すべきである。子どもの意見聴取等につい ては、改正法により、児童相談所等が一時保護等の措置を行う場合に は、児童の最善の利益を考慮するとともに、子どもの意見や意向を勘 案して措置を行うため、子どもへの意見聴取等を行わなければなけれ ばならないこととされており、地方公共団体は実効性のある意見聴取 等を行う体制の整備に向けて取り組むことが求められる(令和6年4 月)。

また、一時保護解除や施設退所に当たっては、一時保護中や施設入所中から要保護児童対策地域協議会等を活用して、児童相談所と当該家庭に支援を行っている関係機関・部局間で幅広く情報共有し、また、一時保護解除・施設退所・里親委託または解除を行う際は慎重にアセスメントを実施し、状況に応じて親子の面会の試みや保護者支援プログラム等の活用を検討すべきである。加えて、保護者支援プログラムは多様なレベルの取組があるため、適宜、民間団体などと連携しながら、事例に合わせた取組が実施できるよう体制を整備することも必要である。

なお、家庭復帰後、一定の期間(少なくとも6か月間程度)は児童 福祉司指導措置等を受けるなどの条件を保護者が履行しない場合等に は、改めて施設入所等の措置を検討する必要があるほか、要保護児童 対策地域協議会の関係機関で情報共有する必要がある。特に、家庭復帰後に保護者が児童相談所職員等と子どもとの面会を拒否するのは、 虐待を疑わせる非常に重要な要素であることを踏まえ、面会拒否には 毅然とした対応が必要である。

アセスメントに関しては、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」(平成 20 年 3 月 14 日付け雇児総発第 0314001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)において、児童虐待を行った 保護者に対する援助ガイドラインの中で、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」が示されているので参考にされたい。こうしたチェックリストも活用しつつ、総合的に判断することが重要である。

また、改正法において、親子再統合支援事業を都道府県等が行う事業として制度に位置づけ、親子関係の再構築に資する保護者支援プログラム等を実施することとしており(令和6年4月施行)、地方公共団体は、親子再統合支援事業の着実な実施に向けて準備を進める必要がある。

【参考となる通知等】

- ○児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会 とりまとめ (令和3年4月22日)
- ○子どもの権利擁護に関するワーキングチーム とりまとめ (令和3年5月27日)
- ○「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」(平成 20 年 3 月 14 日雇児総発 0314001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)
- ○「措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について」(平成24年 11月1日孤児総発1101第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)

③ 要保護児童対策地域協議会対象ケース等の転居・転園(校)情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施

今回の対象事例において、子どもが虐待の加害者であった保護者と別居となった際、転居元の地方公共団体は、転居先の地方公共団体に対し、過去の支援歴を踏まえたリスクの評価等について強調して引き継ぎをしていない事例があった。子どもと加害者が別居後も、加害者が子どもの居所を把握し、容易に連れ帰ることができてしまう状況にある等、引き続き虐待を受けるおそれがある場合は、転居後も想定されるリスクやその際の対応や役割分担等について転居前に共有し、転居前及び転居後の地方公共団体間でリスク評価や支援の方針について協議の上で対応するなどの工夫が必要である。転居時の当該家庭に関する情報の共有及びその評価や支援策についても同等にアセスメントを行いながら、引き続き、家庭・家族に対して適切に対応すべきである。

これまでの検証報告でも述べてきたとおり、転居は、家庭の実態を理解していた支援者による社会的支援が途絶えるため、虐待のリスクが高まる一因と認識し、リスクに合わせた支援を慎重に検討する必要がある。なお、配偶者からの暴力の被害者と子どもが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく一時保護等の後に転居する場合も同様に考えることが求められる。そのため、転居する際には、転居元の地方公共団体においては、転居先の地方公共団体の初動に活かされるよう、適切なリスクアセスメントやその根拠となる情報、これまでに必要な支援と転居により見込まれる変化やその変化により必要となる支援等も含めて、具体的に転居先の地方公共団体に引き継ぐ必要がある。なお、正式に転居をしていなくとも、居住実態のある地方公共団体に対して積極的に同様の情報提供を行うことも必要である。

また、家庭環境の変化により子どもの所属機関が変わった際、家庭の情報が所属機関間や関係する地方公共団体から転園先へ十分に共有されず、転居や転園・転校の情報を、関係する地方公共団体が把握できず、リスク判断に影響することとなりかねない。したがって、地方公共団体においては、少なくとも要保護児童対策地域協議会の対象としている事例など、一定のリスクを有すると評価していた事例については、転居や転園・転校を確実に把握し、確実に支援が継続できる仕組みづくりを行う必要がある。

④ 児童相談所及び市町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理

ア 多角的・客観的なアセスメントの実施

今回の対象事例において、繰り返される身体的虐待に対し、加害者である実親が、児童相談所や市町村虐待対応担当部署による指導を一見すると受け入れているように見えること等を踏まえ、関係者による見守りを継続している間に死亡に至った事例があった。

関係機関による在宅指導等において保護者が一見すると抵抗なく受け入れている様子の場合は、指導内容を理解したことによるものなのか等を慎重に判断する必要がある。一見、関係機関による指導等の受け入れが良いと認識できても、子どもへの加害の状況が改善せず、結果として中長期的に虐待が継続している状況を認める場合は、リスクが高まっている兆候として捉え、一時保護実施の必要性を検討するなど、適切なアセスメントにつなげることが重要である。それらの対応にあたっては、児童相談所及び市町村の虐待対応担当部署が、正しい知識に基づいて家族全体をアセスメントする力の向上を図ることはもちろん、継続するリスクについてアセスメントする時期及び実施者を明確にしておく必要がある。加えて、各関係機関の立場からアセスメントをした結果については、速やかに互いに共有し、統一した方針に基づいて支援が行われるようにすべきである。

なお、特集において、児童相談所が関与している場合や市区町村の 虐待担当部署が関与している場合であっても、リスクアセスメントを 実施していない事例が認められた。このことは、連携している関係機 関にアセスメントを一任している可能性等も考えられるが、児童相談 所や市区町村の虐待担当部署は、リスクやその対応方針について、関 係機関と共にアセスメントを実施、もしくはそれぞれでアセスメント を実施しその結果を共有するという、地方公共団体における虐待予防 及び早期発見に向けた基本的な対応を徹底すべきである。

また、アセスメントを実施する際、複数の関係機関が関わっている事例について、各機関で意見を出し合って認識を共有することは、事例の多角的・客観的なアセスメントにつながり、その後の適切な評価・支援方策の立案につながる。したがって、公的機関や医療機関、その他、子育て世帯の身近な相談先となり得る民間事業者等とも、要保護児童対策地域協議会を活用し、アセスメント結果を適時共有することが重要である。特に、保護者が障害や精神疾患等を有する場合は、その障害の程度に合わせた対応を必要とするため、その障害の状態に

ついて詳しい医療関係者や障害福祉担当部署の担当者等に意見や助言を得ながら、必要な支援を検討していくことが重要である。ただし、リスクアセスメントを適切に行うための情報収集について、拒否的または攻撃的な保護者やその他家族員等から収集する必要がある場合は、聴取が困難であり担当者の心理的負担が大きいことから、一定程度関与が見込まれる関係機関による情報収集と共有を期待し、自らは積極的に情報収集しない可能性がある。このような場合は、結果として情報不足となり、適切なアセスメントにつながらないおそれがあるため、情報収集についても関係機関間で明確に役割分担をしておくことが重要である。また、地方公共団体は、それら対応の過程において子ども本人の訴えを適切な方法で聴取し、その訴えと保護者の訴えが異なる場合には、子どもの意見を尊重しリスクの再評価を行う等の対応が求められる。

【参考となる通知等】

○「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」(平成29年3月31日付け雇児総発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

イ 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施

第 18 次報告においても、心中以外の虐待死事例で児童相談所の関与があった 11 例のうち、定期的なリスクの見直しが行われていない事例が 10 例にものぼっていた。

継続事例においては、関係機関等から収集した情報をもとに、常に それが児童虐待へのリスクにつながっていないかを慎重に判断すべき である。例えば、家族関係や家族構造、家族の健康状態等の変化に関 する情報が得られた場合や、加害の状況や親子の関係等に変化が見ら れない場合等は、適宜、事例を再評価し、その結果に基づいたケース 管理を組織的に行うことが極めて重要である。

⑤ 児童相談所及び市町村の相談体制の強化と職員の資質向上

ア 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化

児童相談所及び市町村における虐待相談対応件数は、統計をとり始めて以降、毎年増加の一途にある。

第 18 次報告においては、死亡事例(心中以外)が発生した地域における児童相談所の当該事例担当職員の1年間(令和2年度)の受け持

ち事例数を調査したところ、一人当たり平均約 125 件であり、そのうち 虐待事例として担当している事例数は平均約 83 件で依然として多い。

今回の対象事例においても、保護者や子どもの対応について、弁護士や医師等の専門職の知見を活かしたソーシャルワークを行うことが必要であったと考えられる事例もみられた。リスクとなる兆候や要因に関する見落としを防ぐため、児童相談所の会議等での検討にあたって、弁護士や医師や保健師などの専門家から意見を得られるような体制の整備を図ることが求められ、児童相談所においては令和4年4月より医師及び保健師が必置とされ、弁護士についても、常時助言・指導の下で円滑に措置決定等を行うため、配置又はそれに準ずる措置がとられている。今後は、これらの専門職の一層の活用により、児童相談所における対応の充実を図るべきである。

また、児童相談所及び市町村の体制強化については、「児童虐待防止 対策体制総合強化プラン」(平成 30 年 12 月 18 日児童虐待防止対策に関 する関係府省庁連絡会議決定、以下「総合強化プラン」という。)に基 づき、2022 年度までに児童相談所における児童福祉司等の専門職の増員 や、子ども家庭総合支援拠点の全市町村への設置等を行うこととされた。 児童福祉司に関する目標については、令和4年度までに約5,260人の体 制とする目標について1年前倒しを行い、これを令和3年度で既に概ね 達成し、その上で、令和4年度には、総合強化プラン当初の目標から更 に 505 人を増員し、約 5,765 人の体制とすることを目標とされている。 子ども家庭総合支援拠点については、改正法において、妊娠期から子育 て期における妊産婦・子育て世帯のより一層の支援に向けて、「子育て 世代包括支援センター」と併せて見直し、母子保健と児童福祉の一体的 な相談機関たる「こども家庭センター」の創設を行うこととされ、全国 的な設置を推進していくこととしている。支援が必要な児童や家庭等に 関する情報連携及び支援につなぐため、サポートプランの作成等を通じ た一体的なマネジメント体制の構築が求められる。

各地方公共団体の母子保健対応担当部署及び児童福祉担当部署においては、引き続き、必要な人材の計画的な増員や、令和6年4月からの「こども家庭センター」の設置に向けての準備を進められたい。

【参考となる通知】

○「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律 の施行について」(令和2年3月31日付け内閣府男女共同参画局長、厚生労働 省子ども家庭局長通知)

イ 適切な対応につなげるための相談技術の向上

今回の対象事例においても、支援を行ううちに家族や子どもへの面会自体が主な目的となり、家庭の状況を正しく把握及びアセスメントができておらず死亡に至るなど、「家族の構造的問題の把握」「十分な情報収集と正確なアセスメント」「多機関連携による支援」といった、児童虐待への基本的な対応が不十分と思われる事例があった。

市町村においては、住民の身近な窓口として、虐待の予防的視点を もった関わりや継続支援が求められ、児童相談所においては、専門的 な知識・技術を要する支援や広域的な対応が求められる。

適切なアセスメントを行うためには、例えば養育能力の低さや経済 状態、保護者(保護者間の関係も含む)やその他の家族員との関係性 といった虐待の発生に影響しうる要因など、児童虐待対応で留意すべ き点を念頭において正しく家族全体の状況を把握する等、子どもの安 全を守るため、正確な周辺情報を収集する必要があり、その精度は対 応する職員の資質に影響されるところもある。そのため、子どもや保 護者との面接機会が多い児童相談所や市町村の児童虐待対応担当部署 の職員は、子ども虐待で対応すべき基本的事項の実施や長期にわたっ て支援している場合にアセスメントが適切であるかについて改めて点 検を行うとともに、各児童相談所における死亡事例等の分析結果等の 共有や研修の実施及び受講の推進により、その相談技術の向上に努め ていただきたい。加えて、保護者の状況により、児童相談所や児童虐 待対応担当部署よりも、母子保健担当部署や精神保健担当部署、その 他生活保護などの福祉部門の職員が、保護者と定期的に面会などをし ている場合がある。このような場合は、児童虐待対応を専門としてい ない部署の職員が有する情報を必要な支援につなげられるよう、家族 の変化が虐待のリスクを高める要因となり得ること等について、関係 部署の職員による理解の促進を図ることも必要である。

また、支援を受けることに拒否的な母・父等に対しても、粘り強く 働きかけを行い、信頼関係を築くことも重要である。

【参考となる通知】

○「児童福祉司及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」(平成29年3月31日付け雇児発第0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

⑥ 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

ア 検証の積極的な実施

第 18 次報告における地方公共団体が行う検証の実施状況については、 検証対象を定めている地方公共団体の場合、死亡事例のみに限らず 「死亡事例を含む重大事例を対象」としている割合が 72.1%を占めて いる。

一方、実際の検証の実施状況をみると、児童虐待による死亡事例が発生していたが検証していないと答えた地方公共団体は 40.0%で、前回よりも微減であった。地方公共団体で検証していない事例について、その理由は、「行政機関が関わった事例ではないため」が 41.7%であった。複数の機関が関与しつつなぜ死亡に至ったのか、0日での死亡事例や行政機関の関与がなかった事例についても積極的に実態を把握して、その課題を明らかにすることは、今後、二度と同様の事例を起こさないために、非常に重要なことである。

その中でも、子どもに虐待を行った者の思いを聴くことは、事例の背景を知り、支援者の支援の在り方を見直すきっかけや、有用な対応策の検討につながると考えられる。各地方公共団体による検証においては、積極的に加害者である保護者等の思いの聴取を心がけていただきたい。

また、検証については地方公共団体における事例の検証作業の参考となるよう、その基本的な考え方及び検証の進め方等について通知されており、虐待による死亡であると断定できない事例についての検証や、転居を繰り返す事例について複数の地方公共団体で相互の協力の下で進めること等についても周知されている。加えて、平成29年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業「地方公共団体が行う子ども虐待事例の効果的な検証に関する研究(研究代表者:奥山眞紀子)」においてまとめられた「子ども虐待重大事例検証の手引き」も公表されている。検証の実施にあたっては、地方公共団体は、適切な検証作業に向けてこれらを参照されたい。

【参考となる通知】

○「『地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について』の一部 改正について」(平成30年6月13日付け子家発0613第1号厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課長通知)

イ 検証結果の虐待対応への活用

第 16 次検証報告書については、都道府県・市町村の関係部署に対する周知は9割以上の地方公共団体が行い、「関係者への研修で使用」は31.9%と前回とほぼ同様の状況であった。また、検証報告での提言に対する対応については「一部対応している」「全て対応している」で96.5%となっていた。引き続き、地方公共団体及び国の検証報告について、関係部署間で共有するとともに関係職員の研修等の場で活用するなどにより、検証結果からの学びを引き継いでいくことが求められる。

地方公共団体においては、検証の結果は、不幸にして亡くなった子どもたちからのメッセージとして真摯に受け止め、二度と繰り返さないという気持ちをもって、虐待に対する対応に活かしてほしい。

なお、本委員会の報告については、厚生労働省のホームページに、また各地方公共団体による検証報告は、子どもの虹情報研修センターのウェブサイト(http://www.crc-japan.net/)に掲載されているので、虐待による死亡事例が発生していない地方公共団体においても、我がこととして事例をとらえ学ぶ資料として活用されたい。

(2) 国への提言

① 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応

ア 妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備

第 18 次報告においても心中以外の虐待死事例の年齢別内訳を見ると、0歳児の占める割合が 65.3%と前回より増加して最も高く、その中でも生後3か月までの間に死亡している事例は0歳児のうち 75.0%を占めている。これらの死亡は、予期しない妊娠/計画していない妊娠の結果として、児童虐待を予防していく上で看過できない。

このため、妊娠期からの切れ目のない支援は、これまでの報告書に おいても提言がなされてきたところであり、妊娠期からの相談支援体 制の充実強化は、虐待の発生予防には特に重要である。

妊娠期から支援が必要な特定妊婦等や出産直後から支援が必要な家庭については、医療機関や市町村が確実に支援の必要性を把握し、「子育て世代包括支援センター」や市町村の母子保健担当部署等により切れ目なく支援を行う必要がある。それとともに、要保護児童対策地域協議会や、今後、「こども家庭センター」に見直される子ども家庭総合支援拠点等にも情報提供を行うなど密な連携を図るのみならず民間団体との連携に向けた検討を行うなど、妊娠期から幅広い関係機関による一体的な支援体制の構築が求められている。

国においては、引き続き、妊娠期からの支援に先駆的に取り組む市町村の好事例等、市町村にとって参考となる情報を発信するとともに、要保護児童対策地域協議会等の関係機関や民間の支援事業等とも連携し、予期しない妊娠/計画していない妊娠等の困難を抱えた妊婦に対する相談支援の一層の充実や若年層の生活圏を意識した多角的なアウトリーチ型支援等の体制構築を推進することが必要である。

法改正により、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を有する「こども家庭センター」の設置に努めることとされ、全国的に展開することとしている。加えて、家庭生活に支障が生じた妊産婦に安心して生活できる居住の場を提供し、日常生活の支援や養育に関する相談・助言、関係機関との連絡調整を行う妊産婦等生活援助事業も創設された(令和6年4月施行)。「こども家庭センター」においては、母子保健及び児童福祉に関する相談支援を一体的に行うとともに、支援を要する妊産婦等へのサポートプランを作成した上で、家庭支援事業や母子保健に関する支援の提供を一体的にマネジメントしていく。また、「こども家庭センター」は要保護児童対策地域協議会の事務局となるとともに、改正法により創設する地域子育

て相談機関等とも連携し、支援が必要な子どもや家庭の状況把握の機会を増やすことが求められる。施行に向けて、国においては、地方公共団体が実効性のある相談機能を発揮できる機関となるよう制度詳細についての検討が求められるが、まずは、現行の制度において、若年妊婦等支援事業や産前・産後母子支援事業の実施を促進し、妊娠中から出産後まで、母子の状況に合わせて連続性のある適切な支援が行われるよう推進することが重要である。

また、支援を必要とする妊婦で、子どもを養育することが困難な場 合には、里親や乳児院等の活用、養子縁組制度など、社会的な養育に ついての相談の機会があることも周知する必要がある。国においては このような制度があることや、妊娠に困難さを抱えた際の相談先、妊 娠や避妊といった性に関する正しい知識等について、障害児を含むす べての子どもに対し学校における発達段階に応じた性に関する指導を 行うとともに、女性のみでなく男性も含めたあらゆる世代や関係者に 対して妊娠や出産等の性に関する医学的・科学的に正しい知識の情報 提供等が多角的になされるよう、一層取組を推進していくことが重要 である。特に、障害者など性や妊娠・出産等について知る機会がなか った可能性のある場合について、その障害の程度や、妊娠に関する理 解度や意向等に合わせて、適切な情報提供のあり方や支援の方法を検 討し、支援を進めていく必要がある。しかし、現在、これらに関する 具体的な指針などもなく、地方公共団体の担当者や障害福祉サービス 事業者などが状況に応じて対応していると推測される。国においては、 障害者の妊娠・出産において、妊産婦及びその子どもの両方が生命の 危険に脅かされることがないよう、事前の性や妊娠・出産などに関す る適切な情報提供のあり方等について、厚生労働省や文部科学省、内 閣府などの関係省庁間に加え、母子保健担当部署や障害福祉担当部署、 虐待対応担当部署等の関係部局間で連携し、母子保健担当部署や虐待 対応担当部署職員による障害福祉担当部署担当者への研修実施を促進 するなど、障害者を含めた予期しない妊娠の予防及び相談の体制の構 築を図り、関係省庁や関係部局が一体となり具体的な対応策を検討し ていくことが求められる。

このように、国は、これまでと同様に妊娠期から児童相談所等も含む関係機関間で連携を図り、効果的な支援につながる体制構築に向けた施策を検討するとともに、「こども家庭センター」の全国的な設置を推進し、その機能が十分に活用されるよう周知・広報等に努め、市町村やその他関係機関の理解促進を図ることも必要である。

イ 精神疾患等のある保護者等への相談・支援体制の強化

虐待死事例の中には、保護者に精神疾患のある事例が例年一定数含まれており、保護者(実母)の心理的・精神的問題等の精神疾患(医師の診断によるもの)について、第3次報告から第18次の累計をみると、心中以外の虐待死事例では10.1%、心中による虐待死事例では23.9%となっている。

子どもの最善の利益を保障するために、精神疾患等のある保護者に対して適切な支援が行われるよう、国は、地方公共団体に対して、精神保健の観点から精神保健福祉士等の専門職を活用しつつ、保健・医療・福祉のより一層の連携強化を推進することが必要である。

また、保護者の支援者の有無について、第5次報告から第18次報告までの累計をみると、心中以外の虐待死事例・心中による虐待死事例ともに、精神疾患ありの実母の9割以上(不明を除く)が、支援者ありとなっている(精神疾患なしでは心中以外の虐待死事例は77.7%、心中による虐待死事例は96.6%(いずれも不明を除く))。国は、地方公共団体が、精神疾患に対する知識(保護者の精神疾患は虐待のリスク因子の一つであること等)や精神疾患のある保護者への支援のあり方とともに、支援者となりうる配偶者等をどう支援するかについても、理解を深めるよう取り組むことも重要である。なお、保護者に精神疾患等が疑われる場合については、精神疾患の診断の有無やその診断名でなく、生活や育児における実態や周囲からの状況を含めて、精神症状の影響を評価し、必要な支援策を検討すべきであることについて、改めて地方公共団体に向け、周知の徹底が必要である。

ウ 虐待の早期発見及び早期対応のための対応の充実

児童相談所における虐待相談の対応件数は毎年増加しており、相談対 応件数は令和元年度(193,780件)から令和2年度(205,044件)にかけて11,264件増加している。その内訳として、心理的虐待の増加が12,216件と最も大きい。令和2年度の経路別件数をみると、警察等からの相談件数が103,625件で51%を占めており、次いで近隣・知人が27,641件で13%と続いている**。

また、第 18 次報告における心中以外の虐待死事例では、死亡に至った事件の発生以前に虐待通告がなかったものは、47 例中 40 例(85.1%)であった。身近にある地域での気づきが、子どもやその親を救うきっかけとなることや、民間の支援事業等も活用した地域としての声かけや見守りが充実し、早期に必要な専門的支援につなぐことが虐待の重

篤化を防ぐことに繋がることを周知する必要がある。国は、引き続き、 児童相談所虐待対応ダイヤル 189 (いちはやく) の周知啓発や民間支援 事業者の活用促進を進めるなど、広く一般からの通告や相談しやすい 体制の整備に取り組むことが重要である。

また、今回の対象事例においても、乳幼児健康診査等が未受診であったり、訪問等をしても子どもに直接会えなかったりといった状況のまま、結果として子どもが死亡に至った事例があった。国は、地方公共団体における乳幼児健康診査等の未受診者はもちろん、未就園、不就学等で福祉サービスを利用していないなど関係機関において状況を確認できていない子どもについてはよりリスクの高い事例として速やかに目視による状況確認等適切な対応が行われるよう、参考となる取組等を周知していくことも大切である。

併せて、第 18 次報告における心中以外の虐待死事例の加害の動機では「しつけのつもり」が 1 例であったが、引き続き、国は、子どもに対する体罰は、子どもの精神や発達に様々な悪影響を及ぼし、いかなる理由でも認められないことについて周知を図るとともに、子どもの発達段階に応じた体罰等によらない子育ての推進に取り組むことが重要である。

② 虐待対応における児童相談所と市町村やその他の機関との連携強化の推進

平成 16 年の児童虐待防止法等の改正により、地域における児童虐待対応は基本的に児童相談所と市町村の二層構造で行うこととなり、平成 28 年の児童福祉法等の改正で、市町村は基礎的な地方公共団体として、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を行うこととされた。その業務を行うにあたり、市町村は子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターの設置に努めることとされ、それらの設置が推進されてきたところであるが、改正法において、妊娠期から子育て期における母子のより一層の支援に向けて、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を見直し「こども家庭センター」の創設を行うこととされた。「こども家庭センター」においては、サポートプランの作成等により一体的なマネジメント体制の構築が求められる。国は、「こども家庭センター」が十分な機能を果たし、支援が必要な子どもや家庭等に確実に支援をつなぐことができるよう、必要な市町村に対する財政的及び技術的支援を行うとともに、適切な人員配置の例を示すこと等により全国的な設置を推進して

いくことが求められる。

一方、都道府県は、引き続き、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、児童の福祉に関する業務を適切に行うこととされている。

児童相談所と市町村が相互の役割や機能を理解した上で、切れ目なく援助又は支援を行うこと等を目的として、国においては、児童相談所と市町村の共通のリスクアセスメントツールを作成し、活用を図っている。

国は、都道府県による市町村等の支援状況や都道府県と市町村等の連携方策、その実態などを把握し、各機関が相互理解を深めながら、同一の支援方針に基づいて確実に役割を遂行できる体制の整備を促進することが求められる。

また、今回特集で取り上げたように、関係機関間の関与状況につい ては、当該家庭に支援等の関与がある場合、設置主体が異なる関係機 関では、連携のしやすさが異なることが考えられる。国は、地方公共 団体間や設置主体によらず関係機関間における密な情報共有による連 携体制の構築を図り、児童虐待対応が多様な関係機関によって包括的 に行われるよう推進することが求められる。特に、障害福祉担当部署 や生活保護関連部署等が障害を有する妊婦の存在を把握した際などは、 市町村の母子保健担当部署及び児童虐待対応担当部署への情報提供の 必要性が高い。加えて、情報提供を受けた関係部署においては、適切 な対応に向け、まずは経験値のある児童相談所に事例の共有及び対応 方針に関する相談について検討し、妊婦への説明内容等必要な対応に ついても事前に協議しておくなど、迅速な対応を可能とする体制の整 備が求められる。国は、障害者に対する性や妊娠・出産等に関する情 報提供のあり方をはじめ、障害者本人の意向等に沿った支援のあり方 やそのための体制構築について、厚生労働省における児童福祉分野及 び障害福祉分野の連携にとどまらず、文部科学省や内閣府等とも連携 して具体的に検討していくべきである。

③ 児童相談所・市町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上

虐待相談対応件数は毎年増加している一方で、児童虐待への相談対応は、リスクや緊急性等の総合的な判断かつ迅速さが必要とされるため、その職員には高度な専門性が求められる。

児童相談所においては、平成 28 年度の児童福祉法等の改正や「総合強化プラン」で示された専門職等の人員配置が求められ、児童福祉司については、令和4年度までの配置人数の目標を1年前倒し、令和3年度で既に概ね達成しており、令和4年度には、新プラン当初の目標から更に増員する体制とすることを目標としている。また、令和元年度改正法により、児童相談所において常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に措置決定等を行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとするとともに、医師及び保健師を配置するものとされ、令和4年4月に施行されている。したがって、国は、引き続き、地方公共団体において職員やその専門性が確保されるよう、それら専門職の一層の活用促進に向けて、児童相談所職員による活用状況やよりよい活用例について情報を収集及び周知や研修等の支援を行うとともに、児童福祉司等のソーシャルワークを担う人材の資質向上の推進に一層努める必要がある。

④ 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備

地方公共団体は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは 特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体等により構成される要保護児童対策地域協議会を設置するよう努めることとなっている。しかし、今回の対象事例が発生した地方公共団体では、死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会については、心中以外の虐待死事例で「ほとんど活用していない」「あまり活用していない」は8.5%という結果であった。

加えて、対象事例の約7割が要保護児童対策地域協議会において検 討がされておらず、関係機関の役割分担や支援方針等について、関係 機関間で十分な議論がなされていたとは言えない状況であった。

これまでも要保護児童対策地域協議会の効果的な運用について指摘してきたが、今回の対象事例において、関与後早期に虐待のリスクを認識していながらも要保護児童対策地域協議会の対象事例として登録されず、適切な検討の機会を設けられなかった事例があった。まずは、虐待のリスクを把握した際は、速やかに要保護児童対策地域協議会の対象事例とすることを徹底し、早期から支援を要する個々の事案が確

実に関係者間で議論され、児童相談所も含めた関係機関で情報共有と 支援・介入の見立てを行える体制の整備が必要である。国は、地方公 共団体において、要保護児童対策地域協議会の効果的な運用が行える よう、より一層の取組の充実に向けて支援することが求められる。

また、これまで、子ども家庭総合支援拠点は、要保護児童対策地域協議会に参加する関係機関の役割や責務を明確にし、その機能を最大限に発揮できるよう、調整力を発揮し、地域の総合力を高めていくことが求められてきた。同時に、子ども家庭総合支援拠点は、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っていたが、改正法により「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の機能と設立の意義を維持しつつ、一体的な「こども家庭センター」の設置が進められることとなった。したがって、「こども家庭センター」が、子ども家庭総合支援拠点にかわり、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、その他の関係機関等との連絡調整を担うことが求められる。国においては、「こども家庭センター」の設置促進策を検討し、要保護児童対策地域協議会を含めた市町村における支援体制の一層の充実を図ることが求められる。

⑤ 一時保護解除後の支援体制の整備

今回の対象事例において、一時保護と解除を繰り返し実施された経験のある子どもが死亡し、子どもが家庭復帰する際の情報収集やアセスメント・評価が不十分と思われる事例があった。

このような事例の再発を防ぐためには、子どもが一時保護されている間も、家庭復帰に向けては要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議等を活用し、その適否を児童相談所が関係機関とともに検討することや、家庭復帰後の支援体制について関係機関と協議し、役割分担や緊急時の対応等の確認を行い、各機関がそれらの決定事項を確実に遂行すること、加えて、当該家庭に対する地方公共団体や民間団体など様々な支援者が情報を共有し、家族全体を総合的にアセスメントすることが必要である。

国においては、家庭復帰の適否を判断するためのチェックリストの活用等により客観的に状況把握した上で判断し、保護者を支援するため具体的な計画を作成すること、一時保護解除後を見越した継続支援や、親子関係の再構築における保護者支援プログラム等の活用について、引き続き、地方公共団体の取組を促す必要がある。改正法においても、都道

府県は親子再統合支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないこととされており、施行に向けてより一層の親子関係の再構築支援の体制を整備することが求められる。

⑥ 地域をまたがる(転居)事例への適切な対応の推進

今回の対象事例において、子どもの転居により加害者と別居となるということを根拠とし、転居前の地方公共団体から転居先の地方公共団体に対して、過去の家族への支援状況の詳細について情報提供されていなかった事例があった。国は、地方公共団体に対して、転居は家族に変化が生じるきっかけとなり、その変化について転居前や転居直後は適切に把握しづらいと考えられるため、転居によるリスクの変化については慎重に判断する必要があることを、改めて周知すべきである。加えて、転居前後の居住地の関係機関間において、過去の支援履歴等の情報について適切かつ円滑に共有するなどの密な連携が不可欠であることから、引き続き、切れ目ない支援を行う必要性について周知徹底を図るべきである。

転居前の地方公共団体は、これまでのアセスメント等に関する情報を 転居後の地方公共団体へ確実に引き継ぐことが必要である。国において は、転居等における事例移管時の情報共有がスムーズに行われるよう、 地方公共団体が活用する要保護児童等に関する情報共有システムを構築 し、令和3年度より地方公共団体において各運用が開始されたところで あるが、引き続き、市町村による運用開始に向けた支援を行うとともに、 地方公共団体間における情報共有システムの一層の活用に向けた取組が 求められる。

また、居住実態が把握できない場合にあっては、子どもの安全確認が確実に実施されるよう、安全確認のための方策を児童相談所や市町村へ引き続き周知し、安全確認が実施できない場合は、立入調査などを検討する等、安全確認の徹底を図るとともに、把握した情報については移動先の地方公共団体などに積極的に情報提供と継続支援の依頼を行うべきである。

⑦ 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

児童虐待防止法第4条第5項には、国及び地方公共団体の責務等として重大な虐待事例に関する検証の実施が定められている。国が行う検証は、虐待死事例の背景や関係機関の関与状況等に関する地方公共団体からの報告を基に実施されることになっている。国においては、この各地方公共団体からの報告がより一層積極的かつ円滑に行われるよう「地方

公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」を通知しているところであるが、当事者である地方公共団体による有効な検証の実施に向けて、本通知の更なる周知を図るべきである。

本委員会では虐待死事例等の検証から抽出された対応等の留意点について「第1次から第 18 次報告を踏まえて子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント」を示すとともに、本報告書において、参考データとして第3次報告から第 18 次報告の「課題と提言」の一覧も掲載している。

過去の検証結果からの学びを活かすことが類似の事例の再発防止に資することであり、地方公共団体が実施する研修等において検証報告書が一層活用されるよう、死亡事例検証結果を用いた研修方法等の知見を収集し、それらの周知に努めるとともに、死亡事例等重大事例が発生した際、検証に向けて地方公共団体が把握する情報の精度を高めるための支援策について検討すべきである。

また、第 13 次報告から、疑義事例について地方公共団体に報告を求めることとしており、同通知において疑義事例についても検証を行うよう言及している。疑義事例は、第 14 次報告以降約 20 例程度で、第 17 次報告では 38 例と大きく増加したものの、第 18 次報告では 15 例と減少している。疑義事例の報告件数の増減については、本専門委員会においてより細やかな情報収集によって対象事例が確定できたこと、また、各地方公共団体において対象事例に該当するかを適切に判断されたこと等が影響した可能性も考えられるが、引き続き、その動向に注視し、適宜、動向の要因の分析なども行っていくことが必要である。

⑧ 子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

今回の対象事例においても、子どもから得られた情報が、アセスメントや支援方針に十分に活かされていないと考えられる事例があった。子どもから得られる情報が支援の契機になることもあり、子どもからの情報や意見等は重視すべきであるが、子どもの年齢、発達の状況等に応じて、子どもは一人では意見・意向を形成し表明することに困難を抱えることも多いと考えられる。改正法において、児童相談所等が入所措置や一時保護等の決定の際に子どもの意見や意向を勘案して措置等を行うため、意見聴取等を行うことを義務付けるとともに、意見表明等支援員が、上記の措置等や処遇について子どもの意見や意向を把握し、必要に応じて関係機関との連絡調整等を行う旨の規定を設けている(令和6年4月施行)。国においては、今後、より子どもの意見や意向を踏まえた対応が

可能となるよう、これまでいくつかの自治体で実施してきている子ども の権利擁護に関するモデル事業の取組も踏まえながら、地方公共団体に おける体制の整備への支援や取組例の周知などの具体的な取組に関する 技術的な助言をしていくことが必要である。

過去の報告において言及された課題と提言については、引き続き対応 する必要があり、特に、第 18 次報告でも改めて言及がある内容について は、今までの対応状況を振り返り、一層積極的な取組が望まれる。